

課程博士学位論文審査の取り扱いに関する数理物質科学研究科内規

(平成 16 年 6 月 11 日 数理物質科学研究科運営委員会決定)

(平成 16 年 9 月 10 日 数理物質科学研究科運営委員会改定)

1. この内規は、数理物質科学研究科が取り扱う課程博士の学位論文の審査について、必要な事項を定めるものである。
2. 課程博士の学位申請者について、課程博士として博士（理学）、博士（数学）、博士（物理学）、博士（化学）、博士（工学）の学位論文審査を申請できる者は、本研究科博士後期課程に3年以上在学し、各専攻で定められた所定の研究指導を受けた者でかつ予備審査に合格した者とする。ただし、特に優れた研究業績を上げた者については、筑波大学大学院学則第44条を適用し、在学期間については本研究科博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
3. 学位論文受理前の予備審査について、各学務委員は、別に定める「課程博士学位論文の予備審査に関する数理物質科学研究科の申し合わせ」に従い、専攻運営委員会の下に予備審査委員会を設置し、予備審査を行い、学位論文提出の可否を決定する。可の場合は、当該学務委員は研究科長に学位論文受理のための一覧を提出する。
4. 学位論文の受け付けについて
 - (1) 学位論文並びに国立大学法人筑波大学学位規程第5条に規定する書類は、その受理の可否を決定する学務委員会の前(別に定める期間)に数理物質科学等支援室大学院教務担当に提出するものとする。
 - (2) 学位論文の製本は、別に定める様式により、硬い厚紙の表紙(紺色又は黒色)をつけ、背文字を入れる。
5. 学位論文の受理は、学務委員会において、第3項の予備審査結果などに基づいて審議を行い、その結果受理となった場合、学務委員会は数理物質科学研究科学位論文審査委員会(以下論文審査委員会という)を設置する。
6. 論文審査委員会は、主査と副査よりなる。
 - (1) 主査は数理物質科学研究科の当該専攻所属の研究指導教員とする。副査は3人以上とし、2人以上は研究科構成員の教員でなければならない。
 - (2) 論文審査委員会委員の任期は当該論文が学務委員会で受理が認められ、研究科長より、論文審査委員の指名がされた日より、運営委員会において学位論文審査の可否が決定した日までとする。
7. 主査は、論文審査委員会を招集し、論文の審査及び最終試験を行い、その結果を別に定められた書式で学位論文審査報告書により学務委員を通じて研究科長に提出する。
8. 第7項の報告は別に定められた期日までに行うものとする。
9. 研究科長は、論文審査委員会の報告を受け、運営委員会において審議を行い、最終的

に合格か不合格かの決定を行う。その経過と結果について教員会議に事後報告する。

10. この内規による他、「課程博士の学位論文審査に関する数理物質科学研究科の申し合わせ」で論文受理の基準などについて定める。
11. この内規について、研究科構成員より、変更又は追加の申し出があったときは運営委員会で審議し、変更又は追加の是非を決定する。

附 記

この内規は、平成16年9月10日から施行する。